

目 次

1 支援税制のあらまし	1
2 経営税制	
(1) 青色申告	3
(2) 農業経営基盤強化準備金	6
(3) 農業用燃料	9
石油・炭税の免税及び還付	
軽油引取税の免税	
(4) 設備投資等	13
中小事業者が機械等を取引した場合の特別償却または税額控除	
国庫補助金等の圧縮調整	
少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入	
未成木の果実の取扱い	
乳用牛や小型農業機械の譲渡による所得	
消費税の取扱い	
3 農地税制	
(1) 譲渡の場合	22
譲渡時の課税（所得税、法人税、住民税）	
農地等の譲渡に対する特例措置（所得税、法人税、住民税）	
(2) 取得の場合	28
登録免許税	
不動産取得税	
(3) 保有の場合	32
固定資産税、都市計画税	

(4) 相続・贈与の場合 36

相続税納税猶予制度

贈与税納税猶予制度

相続税・贈与税の納税猶予制度の特例

相続時精算課税制度

事業承継税制（相続税・贈与税）



1 支援税制のあらまし

農業経営を行う者に対する税金は、農業収入に対する税金と農地に係る税金に大別されます。農業収入には、農畜産物の販売、農作業の受託収入などがあり、これに対して下表のような所得税、法人税、道府県民税及び市町村民税（住民税）などが課されます。農地に係る税金は、農地の状況に応じてそれぞれ異なる税金が課されます。

一方、農業収入や農地に係るに対する税金には、農業振興や畜産振興という政策的見地などから所得計算等の特例措置などが講じられています。

国に収める国税は、所得税法や法人税法など税目ごとに法定されています。

都道府県や市町村に治める地方税は、住民税（道府県民税、市町村民税）や固定資産税等の地方税法において総合的に規定されています。

表 経営発展を後押しする主な税金一覧

用途	税目
農産物を販売した場合	所得税、法人税、住民税、事業税、 地方法人特別税、消費税
設備投資を行った場合の軽減措置	所得税、法人税
農業機械等を所有した場合	固定資産税
農業機械等を使用した場合	揮発油税・地方揮発油税（ガソリン税）、 石油石炭税、軽油引取税

- ①農産物を販売した場合は、農産物の収入金額から必要経費を控除した金額（課税所得金額）に対し、所定の税率により所得税または法人税が課されます。それらの課税所得金額をベースに住民税や事業税（個人の農業は非課税）等が課されます。さらに、農産物の販売事業には課税売上高から種子や肥料購入に伴う課税仕入高を控除した金額が1,000万円を超えた事業者は課税事業者として消費税が課されます。
- ②設備投資を行った場合には、所得税や法人税において通常の減価償却費に上乗せして経費に算入できる特別償却などが措置されています。
- ③農業機械等の償却資産を所有した場合には、農地等の経営資産と同様、固定資産税が課されます。
- ④農業機械等を石油や軽油を燃料として使用する場合、石油石炭税や軽油引取税が課されます。